

## 水道料金・下水道使用料の減免について

水道管の凍結や経年劣化など、給水装置の不具合により漏水が発生した場合には、お客様からの申請により、水道料金及び下水道使用料を減免いたします。

漏水を発見した場合には、速やかに市の指定給水装置工事事業者に連絡して修繕工事を行い、減免の申請を行ってください。

### 【申請に必要な書類】

減免の申請には以下の書類が必要です。用紙は水道部窓口でお渡ししていますが、施行業者が申請手続きを代行する場合がありますので、工事を依頼される業者にご確認下さい。

#### 1. お客様が用意するもの

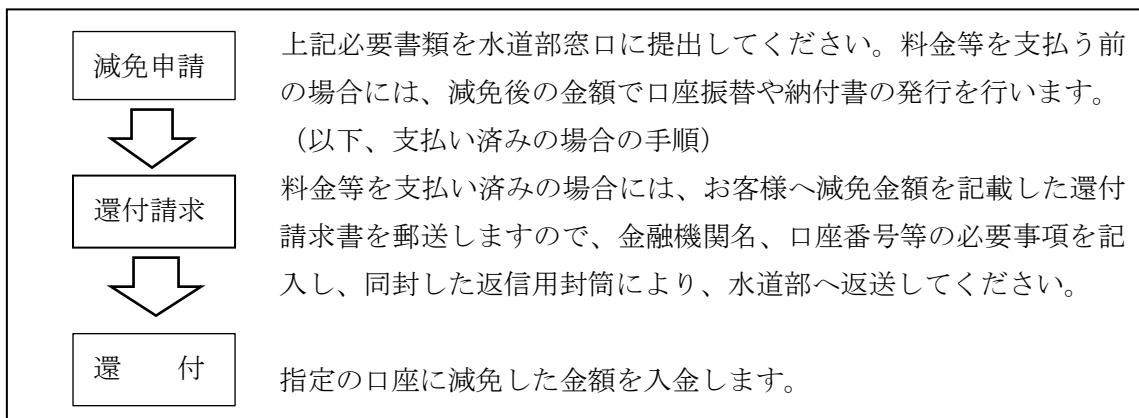
「水道料金等減免申請書」

「下水道使用料減免申請書」 ※公共下水道（コミュニティプラント含む）、農業集落排水施設、市町村設置型浄化槽の使用者

#### 2. 指定給水装置工事事業者が用意するもの

「給水装置修繕施行証明書」

「工事経過写真」（施行前後の写真を所定の用紙に貼付けたもの）



### 【減免の対象にならない場合の例】

- 指定給水装置工事事業者以外の者が修理した場合

※特殊器具（給湯器等）の修繕や、お客様ご自身による蛇口のこま、パッキン交換等の軽微な修繕は除きます。

- 蛇口の閉め忘れや水抜き栓の操作不良など、漏水とは認められない場合
- 宅地内の建設工事等により水道管が破損した場合

※漏水分の水道料金は工事の施行業者に負担を求めるため、減免申請は不要です。

- 過去1年以内に同一箇所の漏水による減免を受けている場合

《連絡先》 白河市水道部水道課 TEL 0248-27-3222  
下水道課 TEL 0248-22-0910